

**地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した事業提案募集要領****1 事業提案募集の趣旨**

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保や勤務環境の改善など、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっています。

こうした中で、医療・介護の総合的な確保に向けた事業を展開していくため、都道府県は、消費税増収分を財源として国から毎年度交付される交付金を基金として造成し、都道府県が策定する「地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画」（以下「都道府県計画」）に掲載した事業の実施に当該基金を活用しています。

今回は、平成 30 年度に策定する都道府県計画に盛り込む事業を検討する際の参考とするため、事業アイデアの募集を行うものです。

※ 基金の概要は、厚生労働省ホームページを参照願います。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

**2 対象事業**

以下の項目に該当する事業が、今回の事業提案の対象となります。

詳細は、別紙 1 の「地域医療介護総合確保基金 対象事業例（医療分）」を参照願います。

- (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業（病床の機能分化・連携のために必要な事業）
  - ア 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
- (2) 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業）
  - ア 在宅医療を支える体制整備
  - イ 在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業
  - ウ 在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業 等
- (3) 医療従事者の確保に関する事業
  - ア 医師の地域偏在対策のための事業
  - イ 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業
  - ウ 女性医療従事者支援のための事業
  - エ 看護職員等の確保のための事業
  - オ 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等

なお、岩手県では、地域における将来の医療提供体制に関する「岩手県地域医療構想」を平成 28 年 3 月に策定したところであり、構想の実現に向けた取組みに対し基金により支援することとしています。岩手県地域医療構想 (<http://www.pref.iwate.jp/iryuu/seido/keikaku/043777.html>)

**3 募集期限**

平成 29 年 8 月 30 日（水） 必着

#### 4 事業の提案方法

「地域医療介護総合確保基金を活用した事業提案書（医療分）」を作成のうえ、下記6の提出先まで電子メールにより事業提案書の電子ファイルを送付願います。

なお、事業提案書の様式は、岩手県ホームページよりダウンロードできます。

「岩手県ホームページ トップページ」

→「くらし・環境」

→「医療」

→「医療制度・政策」

→「地域医療」

→「地域医療介護総合確保基金に係る事業提案（医療分）の募集について」

#### 5 提案事業の開始時期

提案事業の開始時期については、国からスケジュールが示されていないため現時点で未定ですが、優先度、熟度及び着手時期等を勘案しながら、当初予算又は補正予算において予算計上し、開始する予定です。

#### 6 提出先・問い合わせ先

岩手県保健福祉部医療政策室 医療政策担当 佐々木、田高

住 所 〒020-8570 盛岡市内丸10-1

電 話 019-629-5492

電子メール AD0002@pref.iwate.jp

ファックス 019-626-0837

#### 7 御提案頂いた事業の取扱い

御提案頂いた事業は、都道府県計画を策定にあたり参考とします。必要に応じて、提案内容の確認をすることもありますので、御協力をお願いします。

なお、提案事業はあくまで都道府県計画策定の参考とするものであり、採用にならないこともありますので、予めご了承ください。

#### 8 留意事項

- ・ 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは、基金事業の対象とすることはできません。
- ・ 事業者負担割合（補助率等）は、国庫補助事業や他の類似事業を参考として県が定めるものであり、事業実施者に費用負担が発生する場合がありますので、御了知願います。